

大樹町障がい福祉計画

(第7期 令和6年度～8年度)

大樹町障がい児福祉計画

(第3期 令和6年度～8年度)

令和6年3月

大 樹 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け等	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定方法	2

第2章 障がい福祉の状況

1	障がい者（児）の現状	3
2	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実施状況	4

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	9
2	計画の目標及び体系	9

第4章 施策の方向と主要施策

第1節 重層的支援体制の整備

1	生活支援	11
2	保健・医療	13

第2節 自立と社会参加の促進

1	療育・教育	15
2	就労支援	17
3	社会参加	18

第3節 バリアフリー社会の実現

1	権利擁護・理解の促進	19
2	生活環境	20
3	情報・コミュニケーション	23

第5章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

第1節 基本方針

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 目標数値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第2節 障がい福祉サービスの利用方法、見込み量及び確保のための方策

- 1 障がい福祉サービスの利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 障がい福祉サービスの必要見込み量・・・・・・・・・・・・ 29
- 3 障がい福祉サービスの必要見込み量確保のための方策・・・・・・・・ 31

第3節 地域生活支援事業

- 1 地域生活支援事業の実施に向けて・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 地域生活支援事業の見込み・・・・・・・・・・・・・・ 33

第4節 計画推進のための具体的取組

- 1 相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 地域生活の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 就労支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 障がい児支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 5 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 6 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある方の重度化・高齢化や価値観の多様化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年には「障害者差別解消法」の施行後3年の見直し検討が行われ、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、町民の生活に大きな影響を及ぼしました。特に、障がいのある人を含めた脆弱な立場に置かれている人々は多大な影響を受け、感染拡大防止措置による地域の交流・見守りの場の喪失・制限等により、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要になってきています。

本町では、平成15年度に「大樹町障害者保健福祉計画」を策定し、その後、平成26年度に見直しを行い、「障がいのある人がいきいきと安心して暮らせる社会づくり」を基本理念とし、障がい者施策を進めてきました。また、平成18年に施行された障害者自立支援法により、平成18年度に大樹町障害福祉計画を策定し、以後3年ごとに改定しております。また、平成28年に改正された児童福祉法により、平成30年3月に大樹町障がい児福祉計画を策定し、二つの計画により、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に基づくサービスを提供するとともに、それらを円滑に実施するための仕組みづくりに取り組んでいます。

令和3年3月に策定した「第6期大樹町障がい福祉計画・第2期大樹町障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和6年度を初年度とした「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け等

「第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、本町における障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

また、「第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町における障がい児の通所支援及び相談支援の提供体制の確

保のための方策を定める計画です。

この2つの計画の策定にあたっては、計画の性格上、一体的な策定を行うとともに、大樹町障がい者保健福祉計画との整合性を図りながら計画を策定します。

【参考～障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法】

＜障害者総合支援法第88条第1項＞

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

＜児童福祉法第33条の20第1項＞

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定方法

地域の実情に即した実効性のある内容とするために、福祉関係者、事業者、関係団体、当事者等の委員で構成される「第7期大樹町障がい福祉計画及び第3期大樹町障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、検討を重ねました。

また、障がいのある人の現状や課題、サービスのニーズを把握、計画策定に資する基礎資料とすることを目的に「福祉に関するアンケート」を実施しました。

第2章 障がい福祉の現状

1 障がい者（児）の現状

(1) 人口の推移

大樹町の人口は、令和4年度末で5,402人となっており、平成30年度末と比較すると141人の減少(2.5%)となっています。一方、20～39歳以上の人は令和4年度末で1,178人と人口の21.8%を占め、平成30年度末と比較すると78人(7.1%)の増加となっています。

○人口の推移

(単位:人、%)

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総人口	5,543		5,462		5,398		5,399		5,402	
～19歳	845	15.2	813	14.9	800	14.8	788	14.6	781	14.5
20～39歳	1,100	19.8	1,109	20.3	1,121	20.8	1,148	21.3	1,178	21.8
40～64歳	1,618	29.2	1,574	28.8	1,549	28.7	1,540	28.5	1,529	28.3
65～74歳	895	16.2	888	16.3	864	16.0	833	15.4	822	15.2
75歳～	1,085	19.6	1,078	19.7	1,064	19.7	1,090	20.2	1,092	20.2

※人口…各年度3月末現在の住民基本台帳人口

(2) 障がい者の推移

大樹町における令和4年度末の障がい者数は、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障がいを合わせて433人となっており、人口の8.0%となっています。

○障がい者の推移

(単位:人、%)

年度	人口	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		全体	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
H30	5,543	306	5.5	61	1.1	106	1.9	473	8.5
R1	5,462	294	5.4	67	1.2	101	1.9	462	8.5
R2	5,398	312	5.8	67	1.2	118	2.2	497	9.2
R3	5,399	289	5.4	67	1.2	110	2.0	466	8.6
R4	5,402	258	4.8	67	1.2	108	2.0	433	8.0

※人口…各年度3月末現在の住民基本台帳人口

身体、知的障がい者…各年度3月末現在の手帳所持者数(町外の施設入所者含む)

精神障がい者…各年度3月末現在の保健所把握数

2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況

サービスの内容と年度ごとの実施状況は、次のとおりです。なお、数値は1か月あたりの利用人数（延べ）、時間数などを表しています。

(1) 居住系サービス

① サービス種類と内容

サービス種類	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 利用状況

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	14	17	16
施設入所支援	人/月	22	21	18

(2) 日中活動系サービス

① サービス種類と内容

サービス種類	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業などへの就労が困難な人に、雇用型の働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業などへの就労が困難な人に、非雇用型の働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

②利用状況

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	26	27	23
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0
就労移行支援	人/月	2	2	3
就労継続支援（A型）	人/月	0	1	1
就労継続支援（B型）	人/月	13	16	18
療養介護	人/月	2	2	1
短期入所	人/月	2	1	1
地域活動支援センター ※	人/日	1	1	1

※年間利用人数（延べ）を開館日数で割った値を記載

（3）訪問活動系サービス

①サービス種類と内容

サービス種類	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者の外出時にヘルパーが同行し移動に必要な情報の提供、移動の援護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

②利用状況

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	16	16	12
	人/月	1	1	2
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(4) 相談支援（サービス利用計画作成）

①サービス種類と内容

サービス種類	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人にサービス利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整を行います。
地域移行支援	精神科病院や施設に入院・入所している人に住居の確保や、地域生活への移行に関する相談、援助などを行います。
地域定着支援	居宅に単身で生活している人などに、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行います。

②サービス利用人数実績

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	46	47	48
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

(5) 障がい児支援

①サービス種類と内容

サービス種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行う。
放課後デイサービス	授業の終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	施設に入所している障がい児に対して、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
障害児相談支援	サービス利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整を行う。

②サービス利用人数実績

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
放課後デイサービス	人/月	4	4	5
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
障害児入所施設	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	4	4	5

(6) 地域生活支援事業

①サービス種類と内容

サービス種類	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳等による支援を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息支援を行います。

②利用状況

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
理解促進研修・啓発事業	0		0		0	
自発的活動支援事業	0		0		0	
相談支援事業						
障害者相談支援事業						
基幹相談支援センター	0		0		0	
市町村相談支援機能強化事業	0		0		0	
住宅入居等支援事業	1		1		1	
成年後見制度利用支援事業		0		0		0
成年後見制度法人後見支援事業	0		0		0	
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者		0		0		0
手話通訳者設置事業		0		0		0
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具		0		0		0
自立生活支援用具		0		0		1
在宅療養等支援用具		0		0		0
情報・意志疎通支援用具		0		1		0
排泄管理支援用具		13		11		11
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0		0		0
手話奉仕員養成研修事業		0		0		0
移動支援事業	1	0	1	0	1	0
	延べ0時間		延べ0時間		延べ0時間	
地域活動支援センター						
基礎的事業	1	7	1	8	1	9
機能強化事業	1		1		1	
その他事業						
日中一時支援事業	1	0	1	0	1	0

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人が安心して生活できる環境整備や、地域社会における障がいへのより深い理解を前提に、地域のあらゆる住民が生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、家族構造の変化や多様性により、生活課題の複雑化・複合化が進んでおり、単一の制度利用や支援だけでは対応が難しくなっています。

そのため、障がいのあるなしに関係なくすべての人がお互いに尊重して支え合い、社会の一員としていきいきと暮らしていける地域となることが理想です。

こうした視野に立ち、本計画では「人と人がつながる、ともに支え合うまちづくり」を基本理念とします。

2 計画の目標及び体系

(1) 計画の目標

① 重層的支援体制の整備

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが大切です。また、一人ひとりの生活実態や障がいに合わせてサービスを提供することが必要であるため、必要に応じて各関係機関と連携し、一体的な支援により相談体制の充実・強化、地域への参加支援など安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

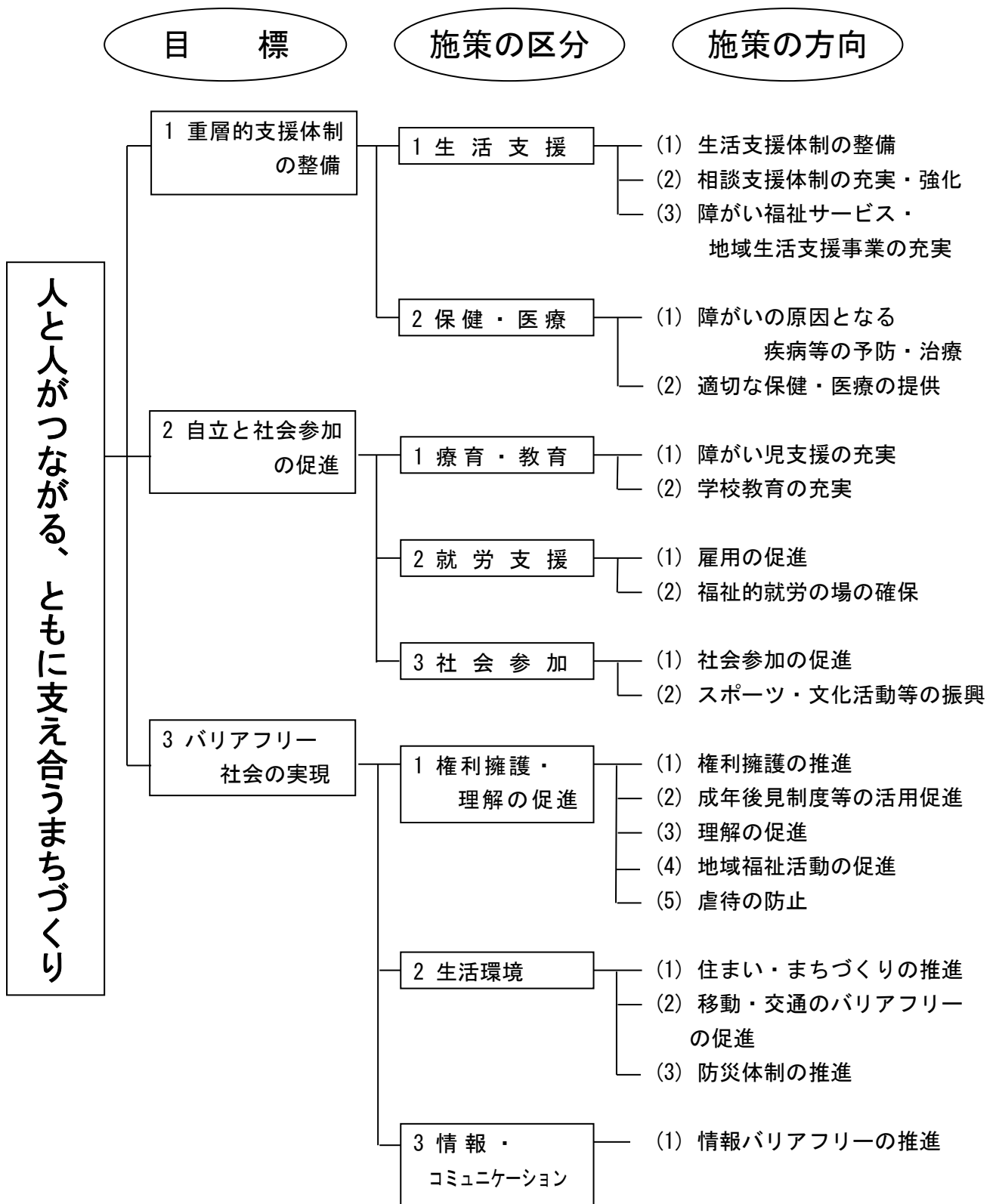
障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会の一員として、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障がいのある人もない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障がいのある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組や、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系



第4章 施策の方向と主要施策

第1節 重層的支援体制の整備

1 生活支援

《現状と課題》

高齢化の進展などにより、障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、自立意識や在宅志向が高まる中で、障がいのある人や、その家族のニーズは多様化しています。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズや実態に沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。障がいのある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活が継続できるように支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

(1) 生活支援体制の整備

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすため、保健・医療・福祉・教育・労働など関係分野と適切に連携して生涯を通じて支援する体制づくりを促進します。

(2) 相談・支援体制の充実・強化

- 障がいのある人や家族などが利用しやすい相談支援体制を構築し、適切なサービス利用につなげるとともに、相談内容の多様化や生活上の複合的な課題に対応できるよう、相談支援体制の検証を行い、障がいの種別や各種ニーズに対応する相談支援事業の充実とその従事者の質の向上を図ります。
- 障がい者や家族からの相談に応じ、個々の心身の状況や家族の状況を踏まえ課題の整理を行い、適切な支援やサービスにつながるよう、関係機関と調整します。また、重層的支援会議又は支援会議を適宜実施し、相談機能の強化に努めます。
- 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等への情報の提供や研修による資質の向上を図り、障がいのある人や家族が身近な地域で相談できる体制や機能の充実を図ります。
- 妊婦への指導の充実、乳幼児健診時の発達相談や巡回児童相談など、相談機会を充実し、障がいの未然防止と早期発見、早期療育に努めます。

- 障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネージャー）や地域包括支援センター等との連携を図ります。
- 障がい者や家族の自主グループやボランティアグループに対する支援を行うとともに、育成を図ります。

（3）障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

- 障がいのある人がどこに暮らしていても、ニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況の把握に努め、障がい福祉サービス事業者との連携強化を図ります。
- 障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービスの充実に努めます。
- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、障がいのある人の外出を促進するため、移動支援事業の充実に努めます。
- 障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、地域活動支援センターや日中一時支援などの充実に努めます。
- 障がいのある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具の効果的な利用を促進するとともに、情報提供や相談対応の充実、制度の周知に努めます。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けたり、病院や施設等から地域移行ができるよう、グループホーム等の整備を検討します。

【主要施策】

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・介護等給付事業 | ・心身障害者扶養共済掛金助成事業 |
| ・訓練等給付事業 | ・福祉車両貸出事業 |
| ・日常生活用具給付事業 | ・配食サービス事業 |
| ・補装具給付事業 | ・障害者地域活動支援センター事業 |
| ・移動支援事業 | ・障害者相談員事業 |
| ・自立支援医療給付事業 | （身体障害者相談員・知的障害者相談員） |

2 保健・医療

《現状と課題》

生涯を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の充実、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに、退院後の地域生活に支援が必要です。

さらに、心の病気に対する地域住民への正しい知識の普及を図り、適切に受診できるよう支援が必要です。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 妊婦検診・乳幼児健診、育児相談などの実施により、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するとともに、早期療育を効果的に推進し、乳幼児の健やかな発育を促します。
- 発達が気になる子どもの保護者に対する、療育・支援の必要性についての理解を促します。
- 生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談の充実に努め、健康づくりを推進します。
- 認知症や寝たきり等の原因になりやすい脳血管疾患は、血圧や血糖等の管理により予防可能であることから、子どもの頃からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見のための健康診査や相談・指導を総合的に推進します。
- うつ病をはじめとする精神疾患に関する正しい知識の普及を図り、相談支援体制や自殺対策の充実に努めます。
- 患者の症状に応じ、早期に適切な医療や医学的リハビリテーションが提供できる体制づくりに努めるとともに、障がいを軽減し、自立を促進するリハビリテーションの充実に努めます。

(2) 適切な保健・医療の提供

- 病院との連絡会議をはじめ、福祉・医療・教育などとの連携を深めながら保健事業を推進していきます。また、関係機関との連携を強化し、効果的・効率的な取組に努めます。
- 運動講習会を開催し、生活習慣病の予防に努めます。また、体力に合わせた運動指導など、多くの人々が長期的に参加、利用できるような体制を整備します。
- 広報紙・カレンダー・ホームページによる情報提供や啓発により、健康づくりに対する意識の高揚に努めます。

- 妊婦から乳幼児まで各年齢に応じた健康診査をはじめ、母子の健康を守り、育児の不安や悩みを解消する各種事業を開催し、親と子の健康づくりに取り組みます。
- 園児・小・中学生を対象とした健康教育（栄養、歯）や中学生に対する思春期性教育事業を実施し、健康づくりの啓発に努めます。
- 家庭訪問や健康相談等で認知症を早期発見し、適切な治療や必要なサービスにつなげ重症化予防に努めます。
- 感染症予防のため、健康教育や啓発健診を実施します。また、予防接種の推進のため、未接種者が減るよう個別通知を行うとともに、適切な時期に予防接種を受けやすい体制整備に努めます。
- 近年はストレスが要因の心の病気も増加しています。このため精神保健に関する知識の普及や啓発、訪問、こころの健康相談など支援体制の整備を推進します。また、適切に受診ができるよう、医療機関との連携を図り支援します。
- 精神に障がいのある人の地域生活を支援するため、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、日中活動の場となる地域活動支援センターの充実を促進します。

【主要施策】

- ・ 重度心身障害者医療費助成事業
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ 乳幼児医療費助成事業
- ・ 母子保健対策事業（乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、大樹っ子健診）
- ・ 成人保健対策事業（特定健診、保健指導、健康教育）
- ・ 歯科保健対策事業
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ・ こころの健康相談事業

第2節 自立と社会参加の促進

1 療育・教育

《現状と課題》

乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見するとともに、発達の遅れや障がいのある子どもに対しては、身近な地域で、必要な療育や相談・指導を行う支援体制の充実が求められています。

また、関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行、障がいの重度・重複化、多様化や障がい特性に配慮した教育、ライフステージに応じた相談支援体制の充実など、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

(1) 障がい児支援の充実

① 保健・医療・福祉・教育の連携

- 乳幼児期から成人期に至るまでの各ライフステージにおける円滑な支援体制の引継ぎが行えるよう、児童相談所や保健所、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、学校などとの連携を強化します。
- 発育の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援へつなげるため、乳幼児健康診査の充実に努めます。また、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対しては継続的な相談や訪問指導を行い、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対しては療育への円滑な移行を図ります。

② 子ども発達支援の推進

- 発達の遅れや障がいのある子どもや家族が、身近な地域で必要な療育などの支援を受けられるよう、南十勝こども発達支援センターの体制整備に努めます。
- 南十勝こども発達支援センターに通所する子どもや家族に対する総合的な支援を推進するとともに、情報提供及び研修の実施など支援体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携により、自閉症等の特有な発達障がいを有する子ども、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）のある児童生徒などに対する療育に関する相談・指導などの充実を図ります。
- 学校の長期休暇や放課後等において、一時的に見守り等が必要な障がいのある子ども等の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的休息（レスパイト）が図られるよう体制整備に努めます。

(2) 学校教育の充実

- 保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター等と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習などを通して、互いに理解を深める交流や共同学習をより一層推進します。
また、児童生徒のボランティア活動を推進し、高齢者や障がいのある人とのふれあいや交流を促進します。

- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒の特性に応じた取組を推進するとともに、小・中学校における特別支援学級の教育環境の整備に努めます。
また、特別支援教育支援員の配置など、教育環境の充実に努めます。

【主要施策】

- ・南十勝こども発達支援センター運営事業
- ・1歳6か月児・3歳児検診発達相談
- ・地域療育推進事業

2 就労支援

《現状と課題》

就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあります。このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

(1) 雇用の促進

- 就労を希望する障害のある人に対し、就労に必要な知識及び能力向上等のため、必要な訓練を行う「就労移行支援事業」の取組を促進します。
- 障がいのある人の雇用への理解を深めるため、企業や事業主などに向けた広報、啓発活動の推進に努めます。
- 高校（特別支援学校）卒業後に就労継続支援の利用予定者に今後の就労面の目標や課題（アセスメント会議）について情報共有し、就業の促進に努めます。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や障がい者就業・生活支援センター等との連携強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の雇用の促進に努めます。
- 障がいのある人が、長期的に働くことができるよう、サービス提供事業所や関係機関との連携を強化し、定着支援に努めます。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、障がい者就労施設や障がい者を多数雇用している企業等への発注に努めます。

(2) 福祉的就労の場の確保

- 一般企業等への就労が困難な障がいのある人のため、就労継続支援事業所等と連携を強化し、障がいのある人の就労を促進・支援します。
また、就労移行について、就労支援センターと連携を図り、障がいのある人の就業機会の確保に努め、福祉的就労の場の確保を図ります。

【主要施策】

- ・ 訓練等給付事業（就労移行支援、就労継続支援）
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

3 社会参加

《現状と課題》

障がいのある人が地域社会の一員として、地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、コミュニケーション手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

(1) 社会参加の促進

- 障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、障がいのある人のニーズに応じた地域生活支援事業を実施できるよう体制整備を図ります。
- 地域活動を行おうとする障がいのある人を支援するため、NPO法人の設立等に関する相談や助言に努めます。
- 社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの養成・派遣を通じて、障がいのある人の社会参加の支援に努めます。
- 障がいのある人が主体的に活動を行うため、障がい者団体などへの支援を行います。
また、障がいのある人の家族会や障がいのある人を支援するための自主グループの活動を支援します。
- 障がいのある人の製作品の展示・販売の促進に努め、障がいのある人の自立意識の向上や、障がいのある人に対する住民の理解を促進します。

(2) スポーツ・文化活動等の振興

- 障がい者スポーツ大会の開催を支援するなど、障がいのある人のスポーツ活動への参加機会の拡大と交流を促進します。
- 障がいのある人のレクリエーション活動を支援するため、参加機会の拡充や取り組みやすい多様なレクリエーションの普及に努めます。
- 身近な地域において生涯学習活動に取り組めるよう、各種講座等の情報提供、受け入れ体制の整備・充実を図ります。

【主要施策】

- ・ 重度身体障害者交通費助成事業
- ・ 身体障害者福祉協会大樹町分会補助事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 手をつなぐ育成会

第3節 バリアフリー社会の実現

1 権利擁護・理解の促進

《現状と課題》

社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

障がいがあることによって人権侵害や不利益を受けることがないように、権利擁護の推進を図り、障がいがある人に対する理解を促進する必要があります。

(1) 権利擁護の推進

- 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待防止担当窓口を設置し、関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援等に努めます。
- 障がい者を含むすべての住民の尊厳が守られる社会をめざして、人権意識の普及・啓発に努めます。また、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。
- 障がいのある人に対する虐待や差別、日常生活から発生する暮らしづらさの解消を図るため、相談支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人の消費者トラブルを防止し、消費者としての利益の擁護を図るため、関係機関や団体等との連携を強化し、普及啓発に努めます。

(2) 成年後見制度等の活用促進

- 成年後見制度が有用であると認められる知的障がい又は精神障がいのある人の利用を促進するとともに、市民後見人等の人材の育成に努めます。
- 成年後見制度の情報提供を行うとともに、成年後見制度の利用が困難な状況にある障がい者に対し利用の支援を図ります。

(3) 理解の促進

- 障がいのある人に対する差別、偏見など社会的障壁の解消を目指し、広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通して、障がい特性や障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
- 障がいのある人との、幼少期からの交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への体験参加など機会の拡大を図ります。

- ヘルプマークやヘルプカードを活用し、合理的配慮の提供についての町民、事業者への理解促進を図ります。
- 障がいのある人に対する差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう啓発に努めます。

(4) 地域福祉活動の促進

- 住民や企業によるボランティア活動を促進するため、啓発や、幅広い年代の人々が気軽に参加できる機会の拡大に努めるとともに、ボランティアの発掘、育成や地域リーダーの養成を図ります。
- 障がい者、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- 地域や施設等で行われる各種行事への相互参加等により、地域と利用者、地域と施設等との交流を促進します。

(5) 虐待の防止

- 児童・高齢者に対するものと共通させた、障がいのある人への虐待防止のネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 関係機関と連携し、障がいのある人への虐待防止、養護者への支援に努めます。

【主要施策】

- ・ 障がい者虐待防止対策事業
- ・ 市民後見人養成等推進事業
- ・ 消費者相談員設置事業
- ・ 町ホームページ運営事業

2 生活環境

《現状と課題》

北海道においては「北海道福祉のまちづくり条例」、国においては「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった北海道の地域特性などを踏まえ、今後とも、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。

(1) 住まい・まちづくりの推進

- 障がいのある人の在宅志向の高まりや高齢化等により、バリアフリー化された住宅への需要が増加していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながらユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備に努めます。
- 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮し続けることができるよう、住宅改善に関する相談・支援の充実に努めます。
- 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用を促進します。
- 公共的施設や道路、公園等の整備にあたっては、障がいのある人など利用者の意見が反映されるよう、設置者等への要請に努めます。
- バリアフリー住宅などの建物や商品、サービスについて、誰もが利用しやすいデザイン（企画・設計・計画）化を進めるための情報提供・普及啓発に努めます。

(2) 移動・交通のバリアフリーの促進

- 公共交通機関を利用する上で制約が多い重度の障がいのある人のため、移送サービスなど交通手段の確保に努めます。
- 社会福祉施設への通所や指定難病治療のための通院に伴う交通費の支援に努めます。
- 観光地などの整備に際しては、車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの設置を要請します。
- 視覚障がいのある人や車いす使用者などの移動の妨げとなる路上放置物や違法駐車車の排除などについて、関係機関と連携し、啓発・広報などに努めます。
- 障がいのある人に配慮された観光施設や宿泊施設などの観光情報の提供に努めます。

(3) 防災体制の推進

- 災害時に支援を必要とする障がいのある人の安全を確保するため、要援護者情報の収集や共有化を図るとともに、安否確認、誘導などを円滑かつ迅速に行うための体制整備を行います。特に安否確認については、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉施設、町内会等との連携を強化し、迅速な確認ができる体制づくりに努めます。
- 障がいのある人やその家族が災害時に福祉避難所等へ避難した際、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、情報の管理や運営体制の整備に努めます。
- 地域や施設等で行われる各種行事への相互参加等により、地域と利用者、地域と施設等との交流を促進します。

【主要施策】

- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 移送サービス事業
- ・ 住宅リフォーム支援事業
- ・ 災害時要援護者対策事業
- ・ 社会福祉施設通所費助成事業
- ・ 重度障害者交通費助成事業
- ・ 指定難病患者通院費助成事業
- ・ 福祉避難所整備事業

3 情報・コミュニケーション

《現状と課題》

近年ICT（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や、点字、手話、要約筆記の普及などが求められています。

そのため、障がいの特性に対応したICTの利用の促進や、情報提供の充実など身近なところでのコミュニケーションの支援に努める必要があります。

(1) 情報バリアフリーの推進

- 障がいのある人のICTの利用を促進するため、相談や情報提供、障がいに対応した情報コミュニケーション機器等の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。
- 町ホームページや広報紙等によるサービス等に関する情報を充実させるとともに、高齢者や障がいのある人にも配慮した情報提供に取り組みます。
- 関係機関との連携を強化し、地域の保健・医療・福祉に関する情報を効果的に収集、分析し、住民及び関係団体への迅速な情報提供に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど、コミュニケーションに障がいのある人に対する情報提供などの充実に努めます。
- 重度の言語機能障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、意思伝達装置などの福祉用具の利用を促進します。
- 失語症や構音障がいなどの言語障がい、知的障がい、自閉症などにより、周囲とのコミュニケーションが困難な人に対する、適切な対応方法など、コミュニケーション支援のあり方を研究します。

【主要施策】

- ・日常生活用具給付事業
- ・町ホームページ運営事業

第5章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい 児福祉計画

第1節 基本方針

1 基本的な考え方

第7期障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に基づき、国と道から示される基本的な指針に即して、各年度における障がい福祉サービス等の必要な見込量やサービス提供体制の確保方策等を示すものです。

2 目標数値の設定

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、計画の最終年度となる令和8年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考(国の指針)
令和4年末施設入所者数(A)	21人	
目標年度(令和8年度)の地域生活移行者数	2人	※令和8年度末の地域生活移行者数(A)の値の6%以上
目標年度(令和6年度)の減少見込数	2人	※令和8年度末の施設入所者減少見込数(A)の値の5%以上削減

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

①一般就労移行者数

項目	数値	備考(国の指針)
令和3年度就労移行支援から一般就労移行者数(B)	0人	
目標年度(令和8年度)の年間一般就労移行者数	1人	※令和8年度末において一般就労を目指す数(B)の値の1.28倍以上

②就労定着支援事業所利用者数

項 目	数値	備 考（国の指針）
令和3年度の就労定着支援事業所利用者数（C）	0人	
目標年度（令和8年度）の就労定着支援事業所利用者数	1人	※令和8年度末において一般就労利用目標数（C）の値の1.41倍以上

（3）地域生活支援拠点の整備

項 目	数値目標
地域生活支援拠点の整備	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実に向けた検証および検討を年1回実施する。

※圏域又は市町村単独での整備

（4）障がい児支援の提供体制の整備等

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

項 目	数値目標
児童発達支援事業所	令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所1箇所を確保する。
放課後等デイサービス	令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所1箇所を確保する。

※圏域又は市町村単独での整備

②医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

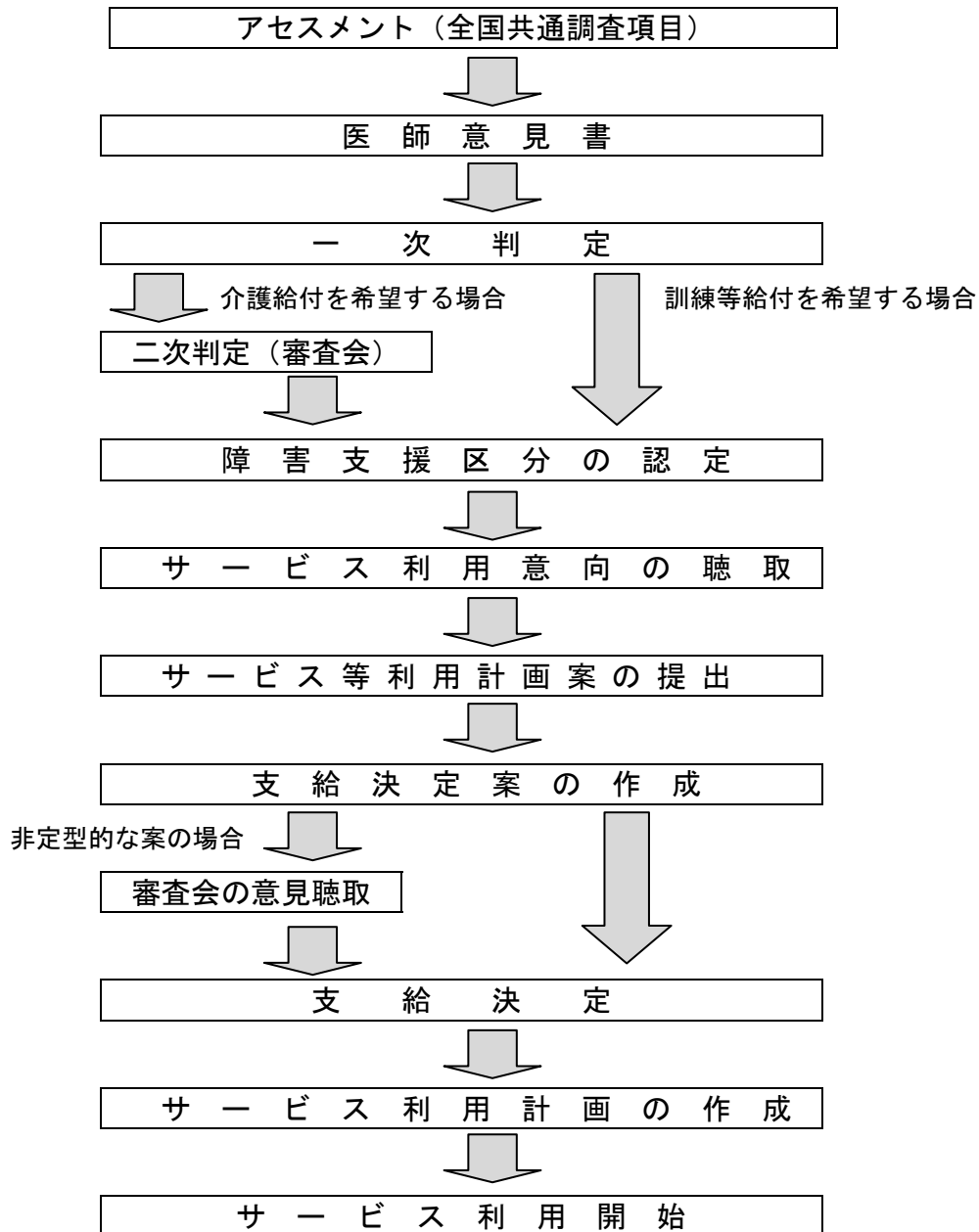
項 目	数値目標
協議の場の設置	令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
コーディネーターの配置	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター1名を配置する。

※圏域又は市町村単独での整備

第2節 障がい福祉サービスの利用方法、見込み量及び確保のための方策

1 障がい福祉サービスの利用方法

(1) 支給決定・サービス利用のプロセス

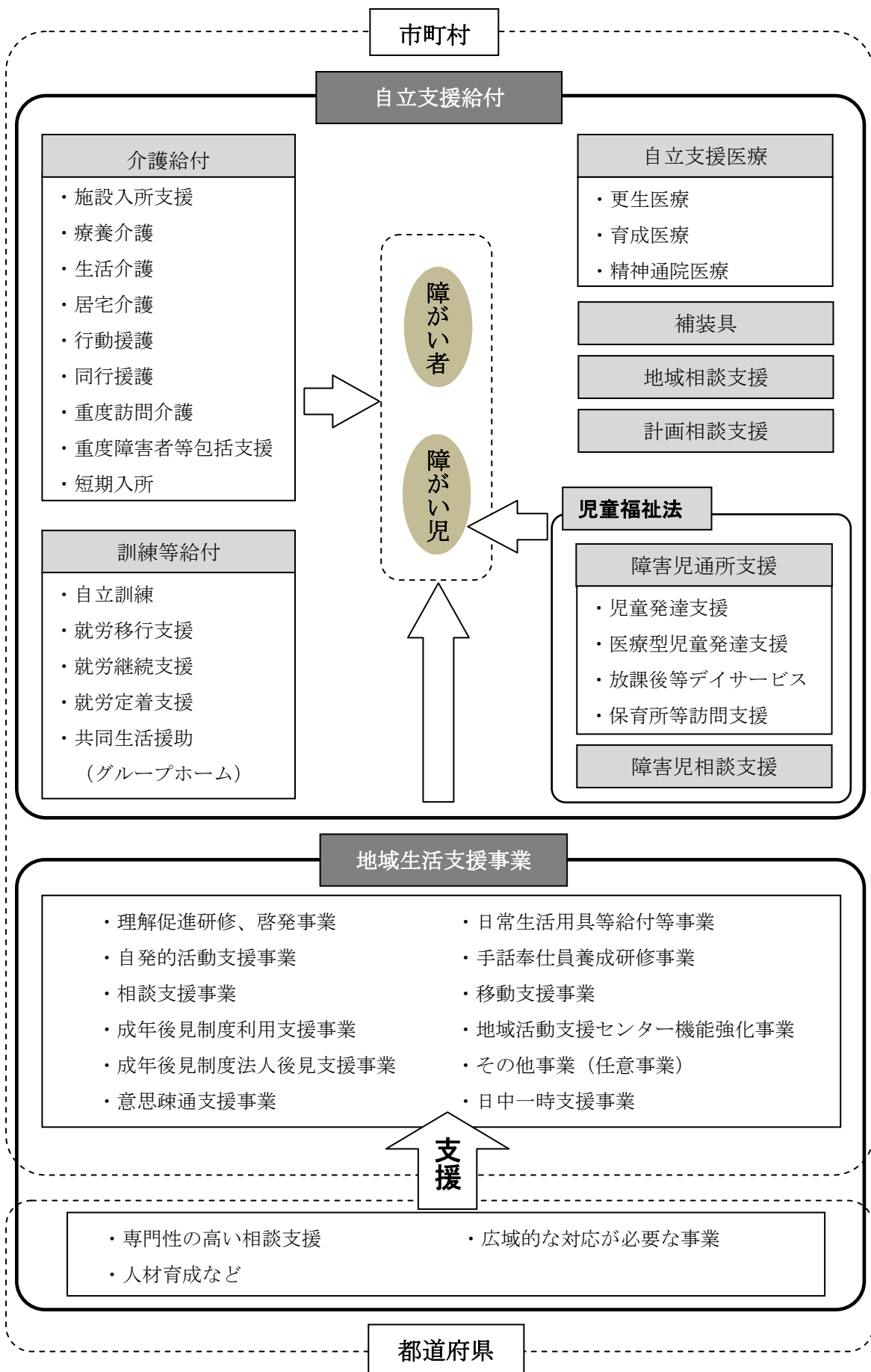


(2) 市町村審査会

市町村審査会は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について、「認定調査」及び「特記事項」並びに「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行います。

本町の審査会は、社会福祉士・作業療法士・理学療法士・精神科医・知的障がい者施設関係者の5人による構成員で、南十勝（中札内・更別・大樹・広尾）の4町村で共同設置しています。

(3) 障がい福祉サービスの全体像



(4) 障がい程度区分により利用できるサービス

サービス体系	障がい程度区分
施設入所支援	区分 4～6 ※50 歳以上は区分 3～
療養介護	区分 5～6
生活介護	区分 3～6 ※50 歳以上は区分 2～
居宅介護	区分 1～6
行動援護	区分 3～6
重度訪問介護	区分 4～6
重度障害者等包括支援	区分 6
短期入所	区分 1～6

2 障がい福祉サービス必要見込み量

サービスの内容と年度ごとの必要見込み量は、次のとおりです。なお、数値は1か月あたりに必要な人数（延べ）、時間数などを表しています。

(1) 居住系サービス

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	16	17	18
施設入所支援	人/月	21	20	19

(2) 日中活動系サービス

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	30	31	32
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1
就労移行支援	人/月	3	3	3
就労継続支援（A型）	人/月	1	2	2
就労継続支援（B型）	人/月	18	17	17
就労定着支援	人/月	0	1	1
療養介護	人/月	1	1	1
短期入所（福祉型）	人/月	1	2	2
地域活動支援センター	人/月	25	30	35

(3) 訪問活動系サービス

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	24	24	24
	人/月	3	3	3
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(4) 相談支援（サービス利用計画作成）

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	55	56	57
地域移行支援	人/月	0	1	2
地域定着支援	人/月	0	1	2

(5) 障がい児支援

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
放課後デイサービス	人/月	5	6	6
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
障害児入所施設	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	5	6	6

3 障がい福祉サービスの必要見込み量確保のための方策

(1) 訪問活動系サービスについて

- 障がいの区別なく、障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるよう在宅サービスの質的・量的確保を推進します。
- サービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 町内及び近隣市町村の事業者に対して、ニーズに応じた柔軟なサービスの提供や従事者の確保を要請し、障がいのある方に対するサービスの提供体制の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスについて

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、放課後等デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスなど、希望する障がい者への日中活動系サービスの充実を図ります。
- サービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要増大についての情報提供に努め、より多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、事業者への事業拡大の働きかけや近隣市町村を含めたサービス提供の調整を図りながら、体制整備に努めます。
- 福祉的就労から一般就労への移行を支援するため、就労系サービスの推進を図るとともに、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。

(3) 居住系サービスについて

- 地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要となります。このため、民間による障がい者対応住宅を推進することで、施設入所・入院から地域生活への移行を支援します。

- 見込量を確保するため、近隣市町村の事業者と協力を仰いでいきます。また、施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、新たに施設入所の必要性が生じた場合には、広域的な対応によるサービス提供に努めます。

(4) 相談支援について

- 重層的支援体制整備を促進し、複雑化した課題を抱える住民から相談があった場合にも質の高いサービスを提供できるよう各関係機関と連携し、一体的な支援をしていきます。

(5) 一般就労への移行等の推進について

- 地域生活と就労を一体的に支援することにより、障がい者個々の特性にあった就労支援を推進し、また、関係機関との連携強化や職場体験等の一般就労に向けた施策を充実します。
- 就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充など、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のため総合的な支援を行います。

(6) 障がい児支援について

- 在宅の障がい児等の地域における生活を支えるため、南十勝こども発達支援センターを中心とした早期発見・早期療育の一貫した体制整備の他、放課後等デイサービス事業など利用者のニーズを踏まえ、必要に応じたサービスが柔軟に利用できるようなサービス供給の促進に努めます。
- 児童発達支援における肢体不自由児については、広域的な対応によるサービス提供に努めます。放課後等デイサービスについては、今後、サービスの利用ニーズに対して提供体制の確保が困難になることが予想されるため、町内及び近隣市町村の事業者に対してサービス提供の拡大について働きかけをし、見込量の確保に努めます。
- 障がい児の理解と支援をするための職員研修、専門家による巡回指導等を導入し、児童が安全・安心に過ごすことができるよう支援体制の強化を図ります。

第3節 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の実施に向けて

地域生活支援事業においては、障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関らず住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会づくりを行います。

地域生活支援事業のサービス提供については、利用者ニーズを十分考慮しながら、地域の社会資源を最大限活用し、様々な研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図りながら、利用者のサービスの選択を可能にするために必要なサービス量の確保を行います。

2 地域生活支援事業の見込み

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
理解促進研修・啓発事業	0		1		1	
自発的活動支援事業	0		0		0	
相談支援事業						
障害者相談支援事業						
基幹相談支援センター	0		0		0	
市町村相談支援機能強化事業	0		0		0	
住宅入居等支援事業	1		1		1	
成年後見制度利用支援事業		0		0		0
成年後見制度法人後見支援事業	0		0		0	
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者		0		0		0
手話通訳者設置事業		0		0		0

日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具		0		0		0
自立生活支援用具		2		2		2
在宅療養等支援用具		1		1		1
情報・意志疎通支援用具		1		1		1
排泄管理支援用具		11		11		11
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) mmn		0		0		0
手話奉仕員養成研修事業		0		0		0
移動支援事業	1	1	1	1	1	1
	延べ10時間		延べ10時間		延べ10時間	
地域活動支援センター						
基礎的事業	1	10	1	11	1	12
機能強化事業	1		1		1	
その他事業						
日中一時支援事業	1	1	1	1	1	1

第4節 計画推進のための具体的取組

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を推進するため、重点的に次の施策の展開を図っていきます。

1 相談支援体制の充実

- 重層的な相談支援体制の整備・強化
 - ・障がいのある人や家族などが利用しやすい相談支援体制の構築
 - ・介護支援専門員（ケアマネージャ）や地域包括支援センター等との連携
 - ・障がい者虐待の早期発見と関係機関との連携
- 身近な相談窓口の確立
 - ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員との連携
- ライフステージに応じた支援の充実
 - ・乳幼児期から学齢期、成人期など各ライフステージに応じた支援の充実
 - ・切れ目のない支援を図るため、関係機関との連携強化を推進

2 地域生活の充実

- 障がい者の地域生活への移行
 - ・民間による障がい者対応住宅の整備を促進
 - ・サービス等利用計画による的確な入所者の意向把握
 - ・成年後見制度等の情報提供、権利擁護に向けた相談支援体制の充実
- 地域活動支援センター事業等の充実
 - ・地域での社会参加のための地域活動支援センターや日中一時支援などの充実
- 地域生活支援拠点等の整備
 - ・居住支援機能と相談等の地域支援機能を併せもった拠点の整備
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置検討
- 普及啓発・情報提供の充実
 - ・障がいを理由として、不当な差別的取扱いがないような啓発活動の実施及び必要かつ合理的な配慮の推進
 - ・障がい者や難病患者が、障がい福祉サービスを円滑に利用できるような広報紙やホームページなどを活用した制度改正やサービスの周知

3 就労支援の充実

■ 多様な働く場の確保

- ・ハローワークとの連携による求人・求職情報の提供
- ・国や道との連携による民間企業への職場体験の協力及び法定雇用率の向上への働きかけ
- ・障がい特性に合った公共施設内での就労に向けた検討

■ 障がい者の就労に向けた支援システムの構築

- ・ジョブコーチの利用促進など、就労継続に向けた支援システムの確立
- ・養護学校卒業者等の一般就労などに向けた関係機関（障がい者就業・生活支援センター等）との連携強化

4 障がい児支援の充実

■ 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

- ・保育所等訪問支援の検討
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の設置検討
- ・発達障がいや医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置検討

5 計画の推進体制

- すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもっていきいきと暮らしていくことができる地域社会を実現するため、福祉部門と他の部門がより連携を深めながら、障がい者施策を計画的に推進します。

- 本計画の推進に当たって、障がい者団体や当事者団体、民間非営利団体（NPO）、民間企業、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等と連携を強め、大樹町自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの一層の構築に努めます。

6 計画の進行管理

- 本計画の進捗状況や事業内容については、年度ごとに点検・評価をPDCAサイクルの考え方に基づいて行い、事業の計画的な推進に取り組めます。

- 大樹町自立支援協議会で点検・評価を行い、各事業の着実な進行管理と障がい施策の推進に努めます。